

お客様各位

栃木信用金庫

## 投資信託および国債に関する規程等の改正のお知らせ

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。  
さて、栃木信用金庫では、2020年4月1日「民法の一部を改正する法律（民法改正）」施行に伴い、下記の通り投資信託および個人向け国債に関する規程等を改正いたします。  
なお、新規規程および約款・規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 記

#### 1. 改正となる規程

- ①振替決済口座管理規程（振決国債）
- ②投資信託受益権振替決済口座管理規程【間接口座管理機関用】
- ③国債証券等の保護預り規程（国債証券等）
- ④投資信託受益証券等の保護預り規程

#### 2. 改訂となる約款

- ①投信取引約款
- ②特定口座約款（個人向け国債含む）
- ③非課税口座約款
- ④自動けいぞく（累投）投信約款

#### 3. 改訂となる規定

- ①投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定
- ②投信インターネットサービス取扱規定
- ③電子交付サービス取扱規定
- ④振替決済口座管理規定（個人向け国債用）

#### 4. 改正内容

- ・約款等の顧客請求時の開示義務の明文化
- ・約款等変更時の掲示義務の明文化

#### 5. 改正日

2020年3月6日（金）

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

栃木信用金庫 営業推進部 投資信託担当

電話番号:0282-23-7114 受付時間:平日9:00~17:00